

達示第20号

令和4年9月12日

広島拘置所長

「広島拘置所における被収容者の外部交通に関する実施細則」の一部改正について

令和4年2月24日付け達示第2号「広島拘置所における被収容者の外部交通に関する実施細則」の一部を下記のとおり改正し、本年9月12日から施行する。

記

第16条第2項中「平成19年6月1日付け所長指示第23-1号「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護人等との面会の取扱いについて」」を「令和元年11月21日付け所長指示第46号「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護人等との面会の取扱いについて」」に改める。